

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第2号

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和24年鈴鹿市条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
非常勤職員の区分	報酬の額	非常勤職員の区分	報酬の額
(1)~(9) 略	略	(1)~(9) 略	略
(10) 固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>10,100円</u>	(10) 固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>8,900円</u>
(11) 公平委員会委員	日額 <u>10,100円</u> (地方公務員法第8条第2項第1号から第3号までに掲げる事務を行う場合にあつては、日額15,000円)	(11) 公平委員会委員	日額 <u>8,900円</u> (地方公務員法第8条第2項第1号から第3号までに掲げる事務を行う場合にあつては、日額15,000円)
(12)~(28) 略	略	(12)~(28) 略	略
(29) 第20号から前号までに掲げる者のほか、附	日額 <u>10,100円</u> 以内で規則で定める額	(29) 第20号から前号までに掲げる者のほか、附	日額 <u>8,900円</u> 以内で規則で定める額

属機関の委員で 規則で定めるも の		属機関の委員で 規則で定めるも の	
(30)・(31) 略	略	(30)・(31) 略	略

(鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例（平成26年鈴鹿市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(実費弁償の額及び支給方法)	(実費弁償の額及び支給方法)
第4条 実費弁償の額は、次のとおりとする。	第4条 実費弁償の額は、次のとおりとする。
（1） 日当 1日につき <u>10,100円</u>	（1） 日当 1日につき <u>8,900円</u>
（2） 略	（2） 略
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表及び第2条の規定による改正後の鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例第4条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に支給し、又は弁償すべき事由が生じる報酬及び実費について適用し、同日前に支給し、又は弁償すべき事由が生じた報酬及び費用については、なお従前の例による。